インターネット通販（ＥＣ）サイト作成支援事業応募要領

１　事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により経済が停滞するなか、インターネット通販サイト（以下、「ＥＣサイト」という。）を持たない県内事業者を対象にＥＣサイト作成費用を支援することにより、事業者の新たな販路拡大及び経営安定を図ること、また、県産品の販売・流通を促進することを目的とします。

２　事業対象者

　　三重県内に主たる事業所を有し、農業、林業、漁業、製造業又は販売業（内容又は表示等の責任を負う者として販売を行う場合に限る。）を営む個人事業主、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体（以下、「事業者」という。）のうち、ＥＣサイトを持たない者

　　なお、作成するＥＣサイトに掲載する商品のうち、少なくとも1品は、以下のいずれかにあてはまるものとします。（※ただし、『らくうるカート』本契約完了後12か月後に事業者自身が契約更新した場合、契約更新以降はこの限りではない。）

（１）県内で生産される農林水産物

（２）県内事業者が製造又は販売する飲料、加工食品及び酒類

（３）県内の伝統産業・地場産業又は地域資源を活用した商品

３　支援内容

1. ＥＣサイト作成費用支援（先着１５０件）

ＥＣサイトを持たない県内事業者が、販路拡大のためにＥＣサイトの作成を希望する場合に、ヤマトフィナンシャル（株）が運営するネットショップ開業サービス『らくうるカート』（以下、『らくうるカート』という）を活用したＥＣサイト作成についてその費用に関する支援を行います。具体的には、『らくうるカート』レギュラープラン登録にかかる「初期費用」「初年度登録料」について三重県が負担します。

1. ＥＣサイト広報支援（任意）

ＥＣサイト作成後は、三重県が運営している通販ポータルサイト「オール三重！全力応援サイト『三重のお宝マーケット』」（以下、『三重のお宝マーケット』という。）へ商品情報を１事業者につき３品まで掲載することができます（掲載登録は事業者自身が行います）。三重県は『三重のお宝マーケット』　のＰＲを行うことで商品の販売促進につなげていきます。

４　事業ご利用の流れ

（１）『らくうるカート』３０日間無料お試し申込（必須）

　　　　本事業に申請する前に、以下のＵＲＬから『らくうるカート』の３０日間無料お試し申込を行い、『らくうるカート』の概要や使用感をご確認ください。（お試し申込の際に付与される「らくうるカートお試し利用ＩＤ」を事業申請時にご記入いただく必要があります。）

**◎『らくうるカート』ホームページＵＲＬ　（**[**https://www.yamatofinancial.jp/cart/**](https://www.yamatofinancial.jp/cart/)**）**

※『らくうるカート』本契約申請については、当事業に応募し、三重県から採択決定が通知されてから行ってください。

（２）当事業への応募申請

　　　　事業の利用を希望する場合は、『らくうるカート』お試し申込から２週間以内に（※）当事業への応募申請をしてください。

※無料お試し期間３０日の間に『らくうるカート』本契約の申請作業を完了する必要があるため、お早めにお申し込みください。

　①申請方法・申請先

１．以下の三重県申請フォームから必要事項を入力のうえお申込みください。

**◎三重県電子申請フォーム**

[**https://www.shinsei.pref.mie.lg.jp/uketsuke2/dform.do?acs=ecsiteshinsei**](https://www.shinsei.pref.mie.lg.jp/uketsuke2/dform.do?acs=ecsiteshinsei)

　2.申請フォームからのお申込みが完了しましたら、別紙「インターネット通販（ＥＣ）サイト作成支援事業誓約書」にご記入・ご捺印のうえ、以下の宛先まで郵送してください。

　　　　　　　　＜あて先＞　〒５１４－８５７０　津市広明町１３番地

　　　　　　　　　　　　三重県　雇用経済部　中小企業・サービス産業振興課　あて

　　　　　　　　　　　　「※ＥＣサイト作成支援事業誓約書在中」とお書きください。

②申請期限

　　　　令和２年７月６日（月）　８：３０から　令和３年１月２９日（金）１７：１５まで

　　　　※　ただし、事業申請件数が１５０件に達し次第、募集終了とします。（申請フォームの先着順で判断します。）

③採択について

当課において、申請内容に基づき、各事業者が応募資格を満たしているかを確認して、採択結果は書面及びメールで通知します。

『らくうるカート』本契約及び『三重のお宝マーケット』の登録方法等についてのご連絡を送付しますので、メールのご確認をお願いいたします。

（３）『らくうるカート』本契約申請

　　　　採択についての決定通知が届いたら、以下のＵＲＬからお試し時に設定したＩＤ及びパスワードでログインし、『らくうるカート』本契約申請を行ってください。

**◎『らくうるカート』ホームページＵＲＬ　（**[**https://www.yamatofinancial.jp/cart/**](https://www.yamatofinancial.jp/cart/)**）**

（４）ＥＣサイト作成

　　　　『らくうるカート』システムを使用して、事業者自身がＥＣサイトを作成してください。

※『らくうるカート』本契約完了後、概ね１か月以内にＥＣサイトを作成いただくようお願いします。

（５）『三重のお宝マーケット』へ商品登録（任意）

　　　　ＥＣサイト作成後、『三重のお宝マーケット』に商品を登録してください。

**◎『三重のお宝マーケット』ＵＲＬ（**[**https://allmie.net/**](https://allmie.net/)**）**

５　留意事項

　申請者は、本事業への応募に当たり、次の事項を確認し、了承する必要があります。

【共通項目】

（1）採択後に、申請書類の記載内容に虚偽があることが判明した場合は、採択の取消など不利益を被ることになっても、一切意義を申し立てないこと。この場合、既に執行した経費について、実費相当額の返還を求める場合がある。

　（２）商品の在庫管理、受注商品の迅速な発送、クレームを含む顧客への対応など、自らの責任で誠意を持って適切に行うこと。

　（３）三重県が、販売サイトが適切に運営されていないと判断した場合は、『三重のお宝マーケット』からの登録情報削除に同意すること。

（４）三重県が実施するアンケート調査等に協力すること。

（５）申請者は、『三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱』第２条に規定する「暴力団等」ではないこと。

【ＥＣサイト作成事業のみ】

　（１）『らくうるカート』運営元であるヤマトフィナンシャル（株）による審査の結果、『らくうるカート』の利用を拒否された場合にも一切の異議を申し立てないこと。

　（２）インターネット回線の通信料、商品の発送費、決済システム手数料など、販売に係る経費は自己負担となること。

（３）当事業への申請が採択された場合には、ヤマトフィナンシャル（株）との『らくうるカート』本契約申請手続及びＥＣサイト作成作業に適正に取り組み、『らくうるカート』レギュラープラン本契約完了後、概ね１か月以内にはサイトを完成させること。

（４）ＥＣサイト作成に必要な写真や情報等は、全て申請者が用意すること。なお、用意する写真等は他者の著作権を侵害しないこと。

（５）『らくうるカート』本契約完了後12か月後に発生する契約更新料（年額36,000円（税抜）：令和２年６月時点）は申請者の負担となること。ただし、ＥＣサイトを継続するか否かは申請者が判断できる。

６　お問い合わせ先

　〇本事業に関するお問い合わせ

　　　三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課　食の産業振興班

　　　　〒51４－８５７０　三重県津市広明町１３番地

電　　　話　：　059－２２４－２４５８

Ｅ－ｍａｉｌ　：　syokusan@pref.mie.lg.jp

〇『らくうるカート』全般についてのお問い合わせ

　　（３０日間無料お試し申込・本契約申請・ＥＣサイト作成に関するお問い合わせ）

　　　・『らくうるカート』ナビダイヤル　　０５７０－０６７－８９０

　　　　（ナビダイヤル発信不可の場合　０３－６３６８－６０３５）

・担当者　　080-5481-6563 / ０８０－５０９８－３６５６